

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月27日

群馬県知事 山本 一太 様

提出者 〒378-0002

住 所 群馬県沼田市横塚町1,088番地の1

氏 名 株式会社オーケンコーポレーション

代表取締役 石坂 英雄

電話番号 0278-24-8186

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社オーケンコーポレーション
事業場の所在地	群馬県沼田市横塚町1,088番地の1
計画期間	令和 6年 4月 1日～令和 7年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業 (D06総合工事業)
② 事業の規模	658,124,000円 (令和4年9月1日～令和5年8月31日 元請完成工事高)
③ 従業員数	34名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①



(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙②			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
別紙③			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙③			
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
別紙④			
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
別紙⑤			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) なし。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) なし。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙⑥		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙⑦			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙①

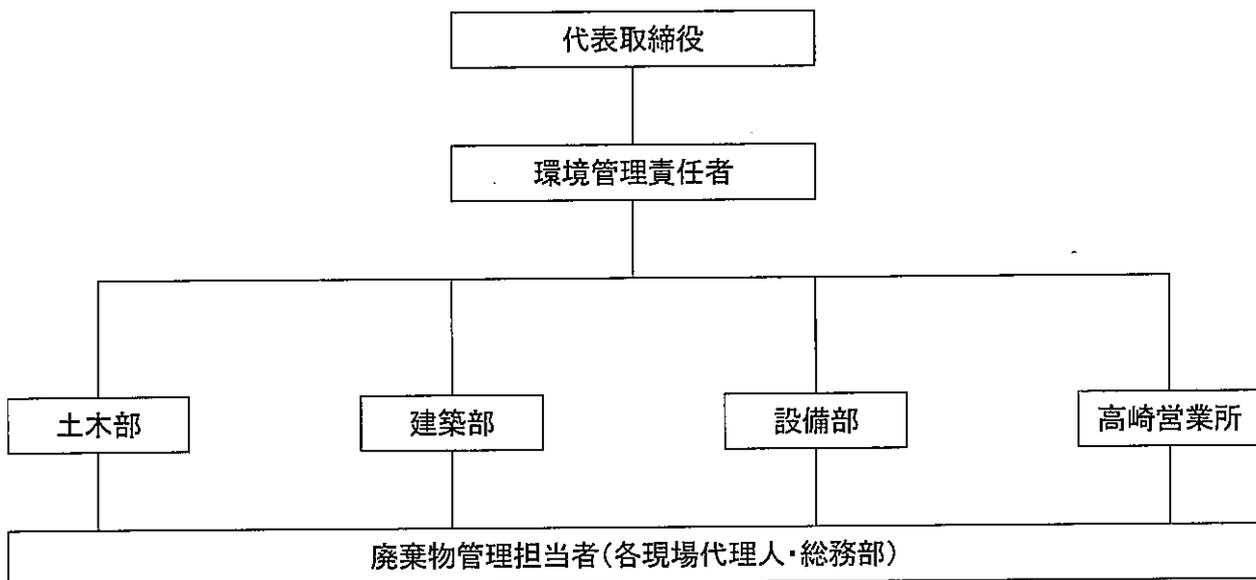
産業廃棄物の一連の処理の工程

- ・ 廃プラスチック類は、中間処理業者に処理を委託し、再生可能なものは選別破碎後売却され、再生不可能な物は、安定型最終処分場で埋立処理される。
- ・ 紙くず、木くず、ガラス陶器は、中間処理業者に処理を委託し、破碎後売却される。
- ・ 金属くずは、再生事業者売却し加工後再売却される。若しくは、中間処理業者に処理を委託し、選別破碎後売却される。
- ・ コンクリートがら、アスコンがら、がれき類は、中間処理業者に処理を委託し再生後売却される。

別紙②

産業廃棄物の処理に係わる管理体制に関する事項

①管理体制図



② 役割

代表取締役	<ul style="list-style-type: none">・ 社員関連会社に対する教育・ 廃棄物処理に関する各種事項の決定・ 環境管理責任者の任命
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none">・ 社長の環境マネジメントシステムに関する指示を組織に伝達しその実施を統括する・ 環境マネジメントシステムの維持管理
廃棄物管理担当者	<ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物処理計画の策定・処理運搬業者の選定・ 廃棄物の現場内管理方法・分別廃棄・ 委託契約の締結・ 監督官庁への各種報告・ マニフェスト伝票の交付・管理

③管理体制及び教育の強化

社内の廃棄物の適正な処理を推進するため、社員に必要な教育・指導を適時行う。

別紙③

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【令和5年度実績】

産業廃棄物の種類	排出量(t)	産業廃棄物の種類	排出量(t)
廃プラスチック類	140.610	コンクリートがら	750.420
紙くず	4.200	アスコンがら	201.790
木くず	447.310	繊維くず	1.490
金属くず	20.290		
ガラス・陶磁器くず・ コンクリート	265.960		
がれき類	88.750		
合 計			1920.820t

(これまでに実施した取組)

- ・ 廃棄物の発生抑制の観点に立って使用する材料及び工事方法を採用した。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	排出量(t)	産業廃棄物の種類	排出量(t)
廃プラスチック類	130.000	コンクリートがら	750.000
紙くず	4.000	アスコンがら	200.000
木くず	400.000	繊維くず	1.000
金属くず	10.000		
ガラス・陶磁器くず・ コンクリート	250.000		
がれき類	80.000		
合 計			1825.000t

(今後実施する予定の取組)

- ・ 資材の発注時、余剰が生じないように努力する。
- ・ 長期在庫によって品質が低下して廃棄物にならないようにする。

別紙④

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

【分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組】

A. 小規模・営繕工事

現場で発生した廃棄物は一度本社へ持ち込み、廃棄物ごとに設置されたコンテナに分別している。

金属くず	紙くず	廃プラスチック類	ガラス・陶器くず (ガラス類)	ガラス・陶器くず (石膏ボード)
繊維くず	木くず			

現場で発生した、がれき類・コンクリートがら・アスコンがらは分別して積載し、直接中間処理業者運搬している。

B. 土木工事

現場で発生した、がれき類・コンクリートがら・アスコンがらは分別して積載し、直接中間処理業者運搬している。

C. 建築・設備工事

現場スペースの関係上、混合のコンテナ1個の設置となっているが、廃プラスチック・木くず・金属くず・繊維くず・金属くず・ガラス・石膏ボード用の小さなコンテナを設置し、分別した。がれき類・コンクリートがら・アスコンがら、石綿等は分別して積載し、直接中間処理業者に運搬した。

別紙⑤

産業廃棄物の分別に関する事項

②計画

【今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組】

A. 小規模・営繕工事

引き続き現場で発生した廃棄物は一度本社へ持ち込み、廃棄物ごとに設置されたコンテナに分別する。

金属くず	紙くず	廃プラスチック類	ガラス・陶器くず (ガラス類)	ガラス・陶器くず (石膏ボード)
繊維くず	木くず			

引き続き現場で発生した、がれき類・コンクリートがら・アスコンがらは分別して積載し、直接中間処理業者運搬する。

B. 土木工事

引き続き現場で発生した、がれき類・コンクリートがら・アスコンがらは分別して積載し、直接中間処理業者運搬する。

C. 建築・設備工事

現場スペースの関係上、混合のコンテナ1個の設置となっているが、廃プラスチック・木くず・金属くず・繊維くず・金属くず・ガラス・石膏ボード用の小さなコンテナを設置し、分別した。がれき類・コンクリートがら・アスコンがら、石綿等は分別して積載し、直接中間処理業者に運搬した。

別紙⑥

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状

【令和5年度実績】

産業廃棄物の種類	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収業者への処理委託量
廃プラスチック類	140.610t	－ t	140.610t	－ t	－ t
紙くず	4.200t	－ t	4.20t	－ t	－ t
木くず	447.310t	－ t	447.310t	－ t	－ t
金属くず	20.290t	－ t	20.290t	－ t	－ t
ガラス・陶磁器くず・コンクリート	265.960t	－ t	265.960t	－ t	－ t
がれき類	88.750t	－ t	88.750t	－ t	－ t
コンクリートがら	750.420t	－ t	750.420t	－ t	－ t
アスコンがら	201.790t	－ t	201.790t	－ t	－ t
繊維くず	1.490t	－ t	1.490t	－ t	－ t

【これまでに実施した取組】

再生を前提とした業者選定、処理の委託を行っている。

別紙⑦

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①計画

【目標】

産業廃棄物の種類	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収業者への処理委託量
廃プラスチック類	130.000t	－ t	130.000t	－ t	－ t
紙くず	4.000t	－ t	4.000t	－ t	－ t
木くず	400.000t	－ t	400.000t	－ t	－ t
金属くず	10.000t	－ t	10.000t	－ t	－ t
ガラス・陶磁器くず・コンクリート	250.000t	－ t	250.000t	－ t	－ t
がれき類	80.000t	－ t	80.000t	－ t	－ t
コンクリートがら	750.000t	－ t	750.000t	－ t	－ t
アスコンがら	200.000t	－ t	200.000t	－ t	－ t
繊維くず	1.000t	－ t	1.000t	－ t	－ t

【今後実施する予定の取組】

引き続き、再生を前提とした業者選定、処理の委託を行う。